

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第十二号

議事日程第十二号

令和三年十二月六日(月曜日)

午前十時開議

- 第一、一般質問
- 第二、知事の説明
- 第三、予算特別委員会への議案付託の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十三名

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣
三	番	鳥井修	四	番	高橋豪
五	番	瓜生望	六	番	島田薫
七	番	宇佐見康人	八	番	住谷達
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子
十一	番	吉方清彦	十二	番	児玉政明
十三	番	小山緑郎	十四	番	鈴木真実
十五	番	佐々木雄太	十六	番	杉本俊比古
十七	番	加藤麻里	十八	番	小原正晃
十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人
二十一	番	鈴木健太	二十二	番	佐藤信喜
二十三	番	今川雄策	二十四	番	高橋武浩

一	番	出席議員	二	番	松田豊臣
三	番	鳥井修	四	番	高橋豪
五	番	瓜生望	六	番	島田薫
七	番	宇佐見康人	八	番	住谷達
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子
十一	番	吉方清彦	十二	番	児玉政明
十三	番	小山緑郎	十四	番	鈴木真実
十五	番	佐々木雄太	十六	番	杉本俊比古
十七	番	加藤麻里	十八	番	小原正晃
十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人
二十一	番	鈴木健太	二十二	番	佐藤信喜
二十三	番	今川雄策	二十四	番	高橋武浩
二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英
二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	渡部英治
二十九	番	東海林洋	三十	番	石田寛
三十一	番	原幸子	三十二	番	工藤嘉範

二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英
二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	渡部英治
二十九	番	東海林洋	三十	番	石田寛
三十一	番	原幸子	三十二	番	工藤嘉範
三十三	番	近藤健一郎	三十四	番	加藤欽一
三十五	番	佐藤賢一郎	三十六	番	小松隆明
三十七	番	三浦英一	三十八	番	土谷勝悦
三十九	番	鈴木洋一	四十	番	柴田正敏
四十一	番	川口一	四十二	番	鶴田有司
四十三	番	北林康司			

三十三番	近藤健一郎	三十四番	加藤 鋳一
三十五番	佐藤賢一郎	三十六番	小松 隆明
三十七番	三浦英一	三十八番	土谷 勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田 正敏
四十一番	川口 一	四十二番	鶴田 有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報報監	土田 元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤 正和
健康福祉部長	佐々木 薫
生活環境部長	柳田 高人
農林水産部長	佐藤幸盛

産業労働部長	佐藤 徹
建設部長	佐藤 秀治
会計管理者(兼)出納局長	奈良 聡
財政課長	村田 詠吾
教育委員会教育長	安田 浩幸
警察本部長	久田 誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、十二月三日、知事から次の議案が提出された。また、下段のとおりそれぞれ関係委員会に付託した。
 (1) 議案第二二二号 令和三年度秋田県一般会計補正予算(第八号)
 一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。
 一、委員会に送付した陳情等は、別紙陳情文書表(第二号)のとおりである。
 一、十二月三日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、本日、各議員に配付した。

【令和三年第二回定例会(十二月議会) 請願文書表(第一号)及び陳情文書表(第二号)は巻末に登載】

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（柴田正敏議員） 日程第一、一般質問を行います。

本日は、十五番佐々木雄太議員、二番松田豊臣議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。まず、十五番佐々木議員の発言を許します。

【十五番（佐々木雄太議員）登壇】（拍手）

●十五番（佐々木雄太議員） おはようございます。自由民主党会派の佐々木雄太でございます。本日、一般質問の機会を与えてくださいました先輩、同僚議員の皆様方に感謝を申し上げます。

質問に入る前に、今現在、第九十二回都市対抗野球が東京ドームで行われております。秋田県にかほ市代表としてTDK野球チームが出場しておりますが、昨晚二回戦が行われ、惜しくも試合には敗れてしまいました。ベスト八入りを逃してしまいましたが、選手たちが必至に東京ドームという大舞台で頑張ってる姿に、多くの勇気をいただきました。改めてTDKナインの選手一同に、お疲れさまでしたと心からエールを送り、通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思っております。

まずはじめに、米価下落と今後の農業政策についてであります。JA全農あきたは、県内各JAに支払う、二〇二一年産あきたこまち一等米六十キログラムのJA概算金を、前年同期に比べ二千元安い、一万六百元と発表しています。昨年も前の年と比較して七百元下落しており、二年連続で米価安が進んだこととなります。

農林水産省が取りまとめた、令和三年九月末現在の「コメの全国出荷・販売段階の在庫数量」は、前年同月で二十四万トン増加しておりますが、この背景には、新型コロナウイルスの影響などにより、主に外食向けの販売不振でコメの在庫が余っていることが挙げられます。さらに、人口減で需要自体が減少しているほか、一世帯当たりの購入数量も減少

していることなどから、来年以降も米価の上昇は見込めないのではないかと、の厳しい報道もあり、保険制度の下支えはあるものの、農業経営を取り巻く環境の更なる悪化が憂慮されます。

「生産農業所得統計」によると、本県の農業産出額に占めるコメの割合は、東北において第一位となっており、コメは本県農業にとって重要な基幹作物であります。それだけに、一般の米価下落は農家の大きな収入減につながると同時に、営農意欲の減退や、新規就業者創出への影響が懸念されるところであります。

七年前の二〇一四年産米の生産者概算金は、前の年と比べ三千円の大幅下落となる八千五百円であり、過去最低を記録しました。当時、TPP、環太平洋パートナーシップ協定の合意に向けた交渉が進められる中でもあり、農家経営を取り巻く見通しは大変厳しいものでありましたが、単位農協による概算金の上積みや、自治体の補助・融資制度の支援が広がり、価格下落に対処したことで、農家の経営維持につながりました。

先般、大仙市市議会から国、県に対し、「米価下落に伴う緊急の対応策を求める意見書」が提出されております。

県は、一般の米価下落に伴う農家の収入減に対しては、日本政策金融公庫のセーフティネット資金の活用を紹介しているようですが、県として支援策を考えているのでしょうか。また、米価安定のための過剰在庫米対策について、どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

本年七月、にかほ市では、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、耕作放棄地の増加が進み、景観保全にも支障をきたしていることから、国天然記念物「九十九島」周辺のほ場整備計画を策定しました。本事業に併せ、一級市道象潟前川線の全線整備や、地区内の中央を縦断し、用水の取水にも活用されている二級河川象潟川の全面改修も視野に入れ、ほ場の区画化やネギなどへの高収益作物への転換、スマート農業の導入、

島周辺の無電柱化などを盛り込み、営農継続と景観保全を両立させる「景観保全型ほ場整備」は、県内初となる先駆的な取組として注目されており、令和五年度事業採択に向けて各種調整に取り組んでおります。

本県では、これまでも水稲偏重からの脱却を掲げて、えだまめ、ネギ、キクなどの産地が飛躍的に拡大しております。一方で、食味の良さを徹底的に追求した期待大の高級ブランド米として、本年十一月六日には、本県が九年の歳月をかけて開発した「サキホコレ」が先行販売されました。

今年度は、複合型生産構造への転換の加速化や、秋田米の戦略的な生産・販売の促進など、施策を七分野に区分し、今後の方向性を打ち出した、「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」が最終年度を迎えます。

そこで、これまで取り組んできた農業施策及び本県農業の現状をどう評価し、どのような課題があると認識しているのか。また、その評価と課題を踏まえて、次期プランではどのような取組を行っていくのか、知事の見解を伺います。

また、農業政策については、平成二十五年十二月に国が「農林水産業・地域の活力創造プラン」を示し、農地集約化の主要な役割を果たす農地中間管理機構が設立されるなど、農業の法人化、大規模経営農業への構造改革を促してきました。

本県でも農地の集積・集約化を促進し、大規模化による経営基盤の強化や複合型生産構造への転換として、園芸メガ団地化などの取組に力を入れており、二〇二〇年農林業センサスによると、本県における一経営体当たりの耕作面積は、前回の二〇一五年調査に比較して約二五%増加しており、農地の集積化が着実に進んでいます。農地を集約し競争力を高めなければ、多様な担い手、特に若い人にとっての農業は、魅力のないものになってしまう。

一方で、本県の農業経営体数は、二万八千九百四十七経営体で、約九六%が個人経営であります。

私は、農地集約による大規模化の促進とともに、中山間地域の条件不利地域で頑張っておられ、小規模ながらも農業を継続したいという希望のある農家への支援も必要だと思っておりますが、県としてどのような考えなのか、知事の見解を伺います。

次に、防災・減災対策についてであります。

マグニチュード九・〇、二〇一一年三月十一日十四時四十六分頃に発生した東日本大震災。あの日、あのとき、皆さんはどこでどのように過ごしていたときだったでしょうか。いまだ多くの行方不明者があり、避難されている方もいらっしゃいます。あれから十年という月日がたちました。今なお、日本人として、東北人として、決して忘れることのできない出来事であります。私自身、防災士の資格取得を志した大きなきっかけにもなりました。

地震、津波、噴火、台風、豪雪など、日本は自然災害が多い国です。令和二年度版「情報通信白書」によると、平成二十年から三十年までの期間において、全世界で発生したマグニチュード六以上の地震の約一三・一%は日本で発生しており、災害による被害額を見ても全世界の一七・五%を占めています。また、近年は、豪雨災害が毎年のように日本各地で発生し、短時間豪雨が山崩れやがけ崩れ、土石流災害を引き起こすなどし、激甚化・頻繁化から、地震、津波を除く自然災害による死者数の中で大きな割合を占めるようになってきており、これは宅地開発が都市郊外の丘陵地や急傾斜地を利用することが多くなり、宅地造成により新たな「がけ」が形成されていることも原因と考えられています。

国土交通省が令和三年一月から二月に全国十八歳以上の個人一人一人を対象として実施した、「防災に関する国民意識」のインターネットアンケートによると、「最近二年から三年に行っている自然災害への対策」では、十年前に比べて、「何もしていない」人の割合は十二・五ポイント減少する一方で、食料や水等の備蓄や非常持ち出しバッグ等の準備、家具などの転倒防止、ハザードマップや避難場所、経路の確認、防災情

報の収集など、何かしらの防災対策を講じている人の割合が増加しており、日常生活において、防災・減災に取り組むことの意識は高まってきているものと考えられます。

災害の状況によっては、行政機関の被災などにより初動活動等が制限される可能性や、より地域に密着した即時対応が求められる場合には、防災教育を受けている地域のリーダーとなる存在が不可欠であり、こうした災害リスクに対応するためには、平時から地域の防災力の充実強化を図ることが重要となります。

阪神・淡路大震災を教訓に、平成十五年には地域防災の担い手リーダーを育成することを目的とした、日本防災士機構が設立されました。防災士は、自助、共助、協働を原則として、防災に関する知識と技能を習得し、社会の様々な場で防災力を高める活動に取り組むことが期待されるリーダーで、令和三年十月末現在、全国で二十一万五千五百十八名が防災士の認証を得ており、秋田県は一千三百三十四名で、四十七都道府県中四十四番目であります。

本県には、防災士養成研修や資格取得試験を受ける機関がないことから、防災士の資格は県外で取得しなければなりません。日本防災士機構が定める要件を満たすことで、都道府県が「防災士養成機関」の認証を受けることができます。また、にかほ市では、防災士育成のために、資格取得者に対して講座受講料等への補助制度を創設しております。

本県でも資格が取得できるように防災士養成機関として認証を受けることに加え、県としてこうした補助制度創設の考えはないか、危機管理監の見解を伺います。

議場にいる皆さんもぜひ防災士資格取得にチャレンジしてみませんか。次に、消防団員の活用についてであります。

消防団は地域防災の要であります。「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき活動を行っている消防団員も年々減少傾向にあり、本県の消防団員数は、人口の減少・少子高齢化などにより、五年前に比べ約一

割減少し、このままでは地域防災力の低下を招いてしまいます。

消防団の活動は、災害時の消火活動というイメージが持たれがちですが、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関であり、地域における消防防災のリーダーとして、非常時のみならず、住民の安心と安全を守る役割を担っており、消防団員の減少は本県のみならず、全国各地において切実な課題となっております。

本県では、本年二月、秋田県消防協会による、四十歳以下の「若手消防団員」の交流会が開催されております。約二十名が四つのグループに分かれたディスカッションを行い、それぞれが「消防団のイメージ改善の向上について」、「消防団活動に感じる課題、活動しやすい環境を作っていくためには」、「こんな消防団活動は嫌だ」などといったテーマを設定し、若手からの視点で様々な意見が出されました。

私自身、防災士の資格も持ち、地域の消防団の一員でもあります。防災士や消防団を中核とした地域防災力の強化と充実を図るためには、こうした若い人の意見を施策に取り入れる必要があります。また、本県の場合、消防団員数の総数は減少傾向にあるものの、女性消防団員数は五年前と比べて六十六名増えております。

女性や学生による消防団活動も含め、県は消防団組織の現状をどう認識され、今後の消防団組織をどう盛り上げていく方針か、知事の見解を伺います。

次に、防災アプリの積極的な活用についてであります。

本年十月十二日、気象庁より、「緊急速報メール配信の見直しについて」発表がありました。見直しの内容は、「自治体の避難情報が緊急速報メールなどのプッシュ型の伝達手段で通知される体制が整ってきたことなど」により、これまで気象庁が行ってきた「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メールによる配信」を終了するというものであります。この配信終了については、後に自治体の要望により一旦見送られ、現在は配信を続けるかどうか、各自治体に調査を行っている段階である

と聞いています。

本県でも、どこで、何が起きているのか、防災・緊急情報を早く、正確に知り、住民の適切な避難行動等につながるよう、防災情報システムと連携した防災アプリの活用など、いち早く県民へ必要な防災情報を伝える手段を強化していくべきと考えますが、危機管理監の見解を伺います。

次に、HPVワクチン接種についてであります。

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルスを予防するHPVワクチンは、平成二十五年四月に、予防接種法に基づいて市区町村が主体となって実施する「定期接種」に追加され、小学六年生から高校一年生の女子が原則無料で受けられるものであります。

しかし、接種後に広く全身に痛みが出るなどの症状が起きたことから、同年六月には、厚生労働省において、定期接種の位置付けは維持するものの、予防接種対象者への積極的な勧奨を一時的に差し控えるべきとされてきました。

「積極的な勧奨」とは、市区町村が対象者や保護者に対して、標準的な接種期間前に接種を促す周知の取組で、それまで行われていた接種対象者等への個別通知も中止が続いてきましたが、本年十一月十二日に開催された厚生労働省の検討部会において、「積極的な勧奨」を再開する方向が示されました。

多くのヒトパピローマウイルス感染症は自然治癒するようですが、日本では、およそ七十三人に一人が子宮頸がんと診断され、毎年約二千八百人の女性が亡くなっており、症例のほとんどがヒトパピローマウイルスに起因していると言われています。

また、このウイルスは、感染してから子宮頸がんを発症するまでの期間が長く、特に五十歳未満の若い世代で罹患の増加が見られるのが特徴であることから、子宮頸がんの撲滅には、HPVワクチンの接種率を向上させることが必要であると考えます。

さきの六月県議会における、島田薫議員の一般質問に対する健康福祉部長答弁では、「定期接種に係る情報提供に関しては、昨年十月に国からの通知を受け、接種対象者やその保護者に対して、個別に通知することについて、市町村等に周知したところであり、今年度、全市町村が対象者等への通知を予定している」との答弁でありました。

また、県医師会では、接種率を向上させることを目的として、昨年七月に「HPVワクチン推進プロジェクト委員会」を発足させており、郡市医師会に対して要望書を提出しています。

私の出身地域である、にかほ市では、令和元年度に高校一年生、昨年度は中学一年生から高校一年生に対して、HPVワクチンが定期接種であることの通知を送付したところ、明らかにワクチン接種率の上昇が見られております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による接種控えが広がる中、HPVワクチンの接種率向上には、子宮頸がんとHPVワクチンに関する正しい理解を周知していくことが必要であります。定期接種の対象者は未成年者であることから、中等学校において、「子宮頸がんを理解を深める時間」を設定することや、実際に子供たちが接種行動に移るには、親の理解が必要になることから、例えば、親子で学べる分かりやすいリーフレットの配布やSNSを活用した動画配信などによる周知を、積極的かつ県内統一に行うべきであると考えます。

現在の県内市町村の周知の状況と、それを踏まえた接種率向上に向けた県の取組状況について、知事に伺います。

また、さきに述べたように、HPVワクチンの定期接種は、定期接種の位置付けは維持するものの、予防接種対象者への積極的な勧奨を一時的に差し控えるべきとされてきました。そのため、定期接種できず、無料で打てる時期を逃した女性がワクチン接種を希望する場合、HPVワクチン三回にかかる五万円ほどの費用を負担して、自費接種することになります。

国は、今後、積極的勧奨が差し控えられたことで情報が十分に届かず、接種する機会を逃してしまつた人に対する救済措置を実施する時期を議論するようですが、既に、一部の自治体では国の救済措置を待たずして、独自に無料接種できる支援を開始したところもあります。本県においても、接種を希望する方が無料で接種できるよう公費負担の支援制度を設けるべきと考えますが、キャッチアップ支援に対する知事の見解を伺います。

次に、サケ資源の確保とブランド化についてであります。

秋サンマの不漁、サケの漁獲量減少、日本における今年秋の不漁見通しが発表されていますが、近年は、毎年のように、「魚の漁獲量が減っている」、「不漁だ」、「魚がない」といった話題を耳にすることが増えてきました。

水産庁の水産白書によると、日本の漁業・養殖業の生産量は、昭和五十九年をピークに減少し、今では約三分の一までに落ち込んでいます。現在の漁船漁業の六割は沖合漁業が占めておりますが、海水温度などの環境変化の影響を受けやすく、漁獲量は時々で変わります。また、沿岸漁業の割合は二割から三割へと増えているものの、沿岸の開発による水産物の減少や、サケやマスの回帰率の低下などによって、生産量は減少しています。

消費される生鮮魚介類の種類も変化しており、流通や冷蔵技術の発達などによって、イカやエビが上位だった平成元年と比較し、現在はブリやマグロ、サケなどがよく食べられていることから、日本が最も輸入している水産物は、サケ・マス類であります。

サケは、川と海を行き来する魚の代表種であります。現在は海で漁獲されるサケのほぼ一〇〇%が人の手で育てた稚魚を放流したもので、秋サケ漁は、各地の川で放流した稚魚が数年かけて繁殖のために放流した川に戻る習性を利用したものです。

本県のサケふ化放流事業史は明治まで遡り、百二十五年以上前からサ

ケの習性に着目した「育てる漁業」を実践してきたわけであり。その後、時代を経て、平成二十二年から「ふ化放流事業」の集約化を行い、県内十三か所あったふか場は現在五か所となり、年間二千万尾の稚魚を放流し、約四万五千尾の親魚を捕獲しています。

本県で最も採卵数が多いふ化場は、にかほ市の「川袋ふ化場」で、川袋川の捕獲数とともに、本県の約五割を占めております。同市には奈曾川を利用した「関ふ化場」もあります。これは、山、川、海を一体と捉え、鳥海山の伏流水を源とする清流を守り続けてきた、環境保全の努力の賜物であろうと思います。また、ふ化場では、市内小学生を対象に「サケ稚魚放流体験」を行うなど、稚魚放流を通じて、ふるさと教育の学びの場を提供しています。

本県は、「つくり育てる漁業」による資源の維持・増大を図る取組を進めており、サケについても、放流量の確保を目的とした発眼卵放流の技術開発や、放流事業団体が生産した稚魚の購入、放流を行っています。しかしながら、さきに述べたように、サケの回帰率は本県を含め全国的に低下しています。本年一月には、不漁により卵の確保が困難となったために、岩手県宮古市に対して、友好交流都市の大仙市がサケの卵三十五万個を無償提供の支援も行っています。しかるに、サケのふ化放流事業は、事業性が第一であることはもちろんですが、それだけではなく、地域文化や地域の振興、活性化の貢献に重要な役割を果たしています。

県では、現在のサケの漁業生産量を維持するためには、稚魚の放流尾数の確保が必要であると認識しているものの、ふ化場の機能維持や資金等の不足を課題としております。

以上を踏まえ、生産組合と、より連携を深めながら、技術指導のほか、観光、教育、加工など、サケを素材とした本県の新たなブランド魚づくりを積極的に進めていただきたいと考えますが、知事の見解を伺います。次に、児童家庭支援センター開設についてであります。

令和三年第一回定例会（二月議会）で、私が一般質問をしました「児

児童家庭支援センター開設」について、当該開設に向けた現在の進捗状況を改めて質問いたします。

子育て家庭を取り巻く近年の社会環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加などから、子育ての孤立感や負担感が大きく増しております。

「児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移」を見ると、平成二年度から一貫して増加傾向にあり、平成十二年の「児童虐待の防止等に関する法律」が施行される前年以降は、更に上昇カーブに勢いがついていくことが分かります。加えて、コロナ禍におけるストレスや生活不安などから、相談対応件数は、昨年度に初めて二十万件を超え、本県でも六百五十一件と過去最高となり、対前年度比の伸び率は一％と全国平均の約二倍という状況にあります。その内訳は心理的虐待が半数以上で、次いで、身体的虐待、ネグレクトが占めています。

さらに、「児童・生徒の自殺者数」も年々増加傾向にあります。昨年に自殺した児童・生徒は、小中高生のいずれでも増加しており、全国で四百七十九人と統計史上で最悪となりました。

現下の子供を取り巻く環境の厳しさは、はっきりと数字として表れております。

さきの一般質問でも取り上げたように、本県は、「秋田県社会的養育推進計画」において、「児童家庭支援センター等の開設の検討を進める」とし、さらに「令和三年度以降、順次開設する計画を盛り込む一方、同センターが果たすべき機能などを踏まえた上で、関係機関等と情報共有を進め、整備の要否などを検討する」としています。また、さきの健康福祉部長の答弁においても、「児童家庭支援センターを整備していく必要があり、関係機関とより具体的な検討を進めていく」との力強い答弁をいただきました。

その後、まずは一か所目の開設に向けた検討がどの程度進んでいるのか、現状においての具体的な進捗について健康福祉部長に伺います。

さらに、児童を取り巻く環境がコロナ禍で深刻さを増した厳しい現実

を踏まえ、国では、家庭で虐待を受けている子供の支援に重点的に取り組むため、「子ども庁」創設に向けた議論を進めております。

本県においても、児童家庭支援センター等の開設整備は早急に進めていただきたいと考えますが、現計画の整備を前倒しすることなどについて健康福祉部長の見解を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。佐々木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、米価の下落と今後の農業政策でございます。

まず米価の下落でございますが、七年前の平成二十六年は、八千五百円まで概算金が下落し、対応できる公庫資金がなかったことから、県単独で無利子資金を措置しましたが、今回は、新型コロナ対策として、無利子・無担保の有利な公庫資金があり、迅速な対応が可能であったことから、その活用を促しているところであり、引き続き、農家の資金繰り等の相談活動を行ってまいります。

また、アフターコロナを見据え、業務用需要に対応した低コスト稲作を推進するため、六月と九月に補正予算を措置し、スマート農機等の導入を支援しております。

さらに、過剰在庫対策として、本年産米が新たな在庫として積み上がるのではないよう、新米シーズンに加え、需要が落ち込む冬期間の販売キャンペーンの実施や、外食チェーンとの商談、贈答需要に対応した商品開発など、JAグループ等が行う販促活動を支援しているところであります。

加えて、国に対し、特別枠として設定した十五万トンについて、市場隔離効果を確実に発揮するよう、一般の政府主催の全国知事会議において、私から直接要望したところであり、引き続き、米価の安定に向けた

施策の充実について、国に働きかけてまいります。

また、これまでの取組の評価と新プランにおける今後の取組でございます。

県では、複合型生産構造への転換を図るため、農林基金を創設し、法人化や産地化などに重点的に取り組んできたところであり、担い手への農地の集積や新規就農者の確保が進んでいるほか、エダマメやネギ、シイタケが全国トップクラスの産地に成長し、全県で複合化が軌道に乗るなど、成果が着実に現れてきております。

このような中、販売農家の減少や高齢化に歯止めがかからず、労働力不足が深刻化する一方、世界的な食料不安が顕在化してきており、食料安全保障の見地からも、広大な農地を有する農業県として、食料供給力の強化が求められています。

今後は、生産性を高めて収益力の向上を図りながら、複合化路線を更に前に進めていくことが重要であり、地域で品目や目標を定め、その実現に向けて、メガ団地の整備やスマート農業の導入等を行う意欲的な取組をサポートするとともに、そのベースになる基盤整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、基幹となる米については、「サキホコレ」を全国トップブランドに推し上げるとともに、これを頂点として、「あきたこまち」や多彩なオリジナル品種等を組み合わせ、様々な需要に対応できるお米のオーラウンダーを目指してまいります。

小規模農家に対する支援でございます。

本県の耕地面積の約四割を占める中山間地域は、食料生産はもとより、県土の保全など多面的な機能を有しておりますが、平地と比べ、耕作条件が不利な農地が多く、担い手不足がより深刻化しているなどの課題を抱えております。

このため、国の「中山間地域等直接支払交付金」などを活用し、農業生産の継続や農地の保全を支援するとともに、経営規模の大小にかかわ

らず、県独自に、園芸施設の整備や繁殖素牛の導入、条件不利農地を借り受ける経営体への支援を行うなど、意欲的な取組をサポートしているところであります。

今後は、農家負担がなく、小規模な団地でも実施可能なほ場整備を積極的に推進し、生産性を高めるとともに、地域資源の活用による新しい価値の創造など、小規模であっても意欲のある農業者の取組を支援してまいります。

次に、防災・減災対策について、消防団員の活用でございます。

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であり、火災消火にとどまらず、災害時における避難誘導のほか、平時の火災予防や救命手当の普及指導など、多くの役割を担っております。

本県においては、看護学生により避難所運営や応急手当等を行う消防団が結成されるなど、女性団員や学生団員の確保に一定の成果が見られるものの、少子高齢化により減少が続く、年齢構成においても中堅・若年層団員が少なくなってきたことから、将来の地域防災力の維持が困難になるおそれがあるものと認識しております。

中堅・若年層の加入促進に関しては、報酬等の引上げによる処遇改善や、過重な負担がかからない訓練の実施など、若手団員による交流会等での幅広い意見を反映した消防団運営を市町村に求めるとともに、国のモデル事業を活用し、子供連れでも安心して活動できる環境づくり等に市町村と連携して取り組みながら、消防団の更なる魅力向上に努めてまいります。

次に、HPVワクチンでございます。

今年度、県内全ての市町村で個別通知が行われることになっており、県医師会と連携し、適切な通知が行われるよう、市町村へ働きかけたところであります。

また、国は、先月二十六日付で市町村に対し、HPVワクチン接種の個別勧奨を実施するよう通知しており、県としましても、同日、通知の

内容について、市町村及び関係機関に周知するとともに、協力を求めたところであります。

なお、積極的な接種勧奨が控えられた期間に、定期接種の機会を逃してしまった方については、国の「予防接種・ワクチン分科会」で救済措置を実施する方針が示されたことから、今後、対象者や実施時期などの詳細が固まり次第、遅滞なく市町村と情報共有を図ってまいります。

次に、サケ資源の確保とブランド化でございます。

サケは、漁獲量が多く本県の重要な魚種であるとともに、県内各地で稚魚放流が行われ、内陸部では紅葉漬けなどの郷土食に利用されているほか、塩蔵したサケは「ぼだっこ」として親しまれるなど、地域文化に深く根差した魚であります。

このような中、近年、全国的に不漁が続いており、本県においても、先月中旬までの採卵用サケの捕獲数が半年の半分程度にとどまっていることから、国の技術指導を得ながら、ふ化率や生存率の向上により、放流する稚魚の確保に努めているところであります。

また、今年度、三か所のふ化場に対し、水槽の増設など飼育環境の改善に向けた施設整備を支援しており、引き続き、ふ化放流団体と連携しながら、資源の維持に努めてまいります。

併せて、加工品の開発や、秋サケのシーズンに小売店でキャンペーンを行うなど、本県の多様な食文化と相まって、秋田のサケのブランド化につながる取組を行ってまいります。

私からは以上でございます。

【総務部危機管理監（兼）広報監（土田元君）登壇】

●総務部危機管理監（兼）広報監（土田元君） 私からは、防災・減災対策について、二点お答え申し上げます。

はじめに、防災士養成機関としての認証と資格取得に対する補助制度の創設についてであります。

防災士は、行政機関や自主防災組織と連携して、地域の方々に防災・

減災にかかる知識・技能を伝え、地域の防災力を高める重要な担い手として活躍することが期待されています。

こうしたことから、県では、令和元年度から地域防災力の向上に積極的な人材に対し、防災士資格を取得等するための助成を行うなど、市町村と連携しながら、地域に密着した自主防災組織の組織化を支援しているところであります。

また、地域防災力の向上には、防災士の更なる育成が必要であると考えており、多くの市町村から、県による防災士養成機関の設置について要望をいただいていることから、その認証取得に向け取り組んでまいります。

次に、防災アプリの積極的な活用についてであります。

気象庁による気象等に関する特別警報については、携帯電話やスマートフォンユーザーに対し、緊急速報メールによる配信が行われているほか、消防庁のJアラートシステムにより、県や市町村に情報が伝達されており、市町村はこうした情報を防災行政無線や登録制メール等で住民に発信しております。

また、県では、気象警報など「高齢者等避難」に相当する情報を防災ポータルサイトで提供するとともに、全員避難を呼びかける「避難指示」に相当する情報については、防災情報システムとの連携によりSNSで自動発信しているところであります。

多様な伝達手段による災害情報の提供は、住民が適切な避難行動を取る上で重要であることから、防災情報システムと連携した防災アプリの活用など先進的な伝達手段の調査・研究を行いながら、引き続き、迅速かつ正確な情報提供に努めてまいります。

私からは以上であります。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、児童家庭支援センターの開設についてお答えいたします。

今年度は、児童相談所のほか、関係市町村や児童養護施設を構成メンバーとする検討会を設置し、六回にわたって話し合いを重ねてきたところであります。

この検討会では、センターの設置場所や職員体制のほか、児童相談所との役割分担や、市町村に対する支援業務、関係機関との連携の在り方など、具体的な内容について協議し、一か所目となる県央部については、来年度中に、にかほ市内に開設することを目指しております。

なお、県北・県南地域については、できるだけ早期の開設に向け、関係自治体や業務を委託する児童養護施設など、関係機関との調整を継続してまいります。

私からは以上であります。

●十五番（佐々木雄太議員） 私から再質問させていただきます。

H P V ワクチン接種についてであります。個別通知に関して再質問させていただきます。国のほうからの通達を受け、県のほうでも各市町村に働きかけをしてくださったおかげで、県内二十五市町村全てで通知はしてくれているようであります。しかし、各市町村によって通知の方法にばらつきがありまして、小学校六年生から高校一年生まで通知している市町村が五市町村、中学校一年生から高校一年生まで通知して下さった市町村が十あります。学年を絞って通知を出した市町村が十と、それぞれ通知にばらつきがあります。早い段階で接種をしたほうが、より効果が高まるということですので、通知して下さったことは第一歩であります。より早い段階で県内統一的に通知を出していただけるといいう取組を、第二歩目としてやっていただければありがたいと思います。知事、その点に関していかがでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 内容について詳細に分かっているわけではございませんが、今の状況を確認しながら、更に徹底するように、再度確認の上、必要な措置を取ります。

以上です。

●十五番（佐々木雄太議員） もう一点だけ、キャッチアップ支援についてであります。

定期接種の時期を逃してしまった方々へのキャッチアップ支援は国のほうで今、検討部会で鋭意進めておりますが、具体的にいつからということはまだ分かっておりません。知事、ぜひとも秋田県として先んじて、キャッチアップ支援していただくことはできませんでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 措置するということは、国のほうでは決まっておりますので、あとは、国のほうで予算や実施要領がいつ定まるか。あと、ワクチンの配分、これとの関係があると思えますので、十分にそのあたりは注意しながら、いずれあまり国のほうが遅くなるようであれば、国との協議も必要ですが、場合によっては県で先行措置して、後で国からその分を補てんするというところもできるかどうか確認の上、慎重に注意深くやっていきます。

●議長（柴田正敏議員） 十五番佐々木議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時五分といたします。

午前十時四十八分休憩

午前十一時五分再開

出 席 員	四十三名		
一 番	小野 一 彦	二 番	松 田 豊 臣
三 番	鳥 井 修	四 番	高 橋 豪
五 番	瓜 生 望	六 番	島 田 薫
七 番	宇 佐 見 康 人	八 番	住 谷 達
九 番	薄 井 清 司	十 番	加 賀 屋 千 鶴 子
十一 番	吉 方 清 彦	十二 番	児 玉 政 明
十三 番	小 山 緑 郎	十四 番	鈴 木 真 実

十五番	佐々木 雄太	十六番	杉本 俊比古
十七番	加藤 麻里	十八番	小原 正晃
十九番	佐藤 正一郎	二十番	三浦 茂人
二十一番	鈴木 健太	二十二番	佐藤 信喜
二十三番	今川 雄策	二十四番	高橋 武浩
二十五番	北林 丈正	二十六番	竹下 博英
二十七番	石川 ひとみ	二十八番	石田 寛
二十九番	東海林 洋	三十番	渡部 英治
三十一番	原 幸子	三十二番	工藤 嘉範
三十三番	近藤 健一郎	三十四番	加藤 鉦一
三十五番	佐藤 賢一郎	三十六番	小松 隆明
三十七番	三浦 英一	三十八番	土谷 勝悦
三十九番	鈴木 洋一	四十番	柴田 正敏
四十一番	川口 一	四十二番	鶴田 有司
四十三番	北林 康司		

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（柴田正敏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二番松田議員の発言を許します。

【二番（松田豊臣議員）登壇】（拍手）

●二番（松田豊臣議員） 公明党の松田豊臣でございます。十二月議会一般質問の最後となりますが、よろしくお願ひ申し上げます。また、御多用にもかかわらず、多くの方に傍聴に来ていただきました。心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。はじめに、共生社会の実現についての多様性に満ちた社会づくりについてお伺いします。

東京二〇二〇五輪・パラリンピックは、「多様性と調和」をテーマに人種や国籍、年齢や性別、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、個性と力を発揮して互いを認め合い、競い合うすばらしさを見せてくれました。アジア開発銀行駐日代表の児玉治美氏は、「主催国の日本は多様性の尊重が進むのか。残念ながら東京の町中で五輪・パラリンピックで見た多様性はめったに見られない。国民の七・六%とされる障害者の姿も少ない。東京二〇二〇が目指した『誰もが生きやすい社会』の実現には、一人一人の行動を変えていくことも大事だ」と指摘します。そこで、性別、年齢、障害、国籍等にかかわらず差異を一人一人の個性として認め合い、誰もが生きやすい社会の実現のためにどのような課題があると認識しているか。また、実現に向け何をすべきと考えているのか、知事の御所見をお伺いします。

本県では、産業構造の変化や新型コロナウイルス感染拡大等に伴う格差拡大が懸念されている中、本県が目指す「高質な田舎」を実現するために、性別等のほか、コロナ禍における誹謗中傷、いじめ等、あらゆる差別のない多様性に満ちた社会づくりに向けた取組を永久的なものとするために、「多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称）」以下、条例を他県に先駆け、来年四月条例施行に向け策定作業を進めております。

二〇三〇年を目指し取組を進めているSDGsでは、多様性を大事なキーワードにしています。慶應義塾大学大学院の蟹江憲史教授は、「SDGsの考えのベースには、多様性の尊重がある。一番大事なのは、『多様性があるほうが、社会が強くなる』という視点だ。SDGsを実現するには社会の変革が必要になる。多様性が高まることによって、人や価値観の新たなコラボレーションが生まれ、新しい発想やイノベーションのきっかけになることが期待されている」と述べております。

そこで、SDGsと協調し、SDGsが目指している二〇三〇年を一つの目的に、条例に定める取組を進めることが重要と考えますが、知事の御見解をお伺いします。

国内で例を見ない条例であることから、多様性に満ちた社会づくりの実現に向けて、秋田県としてのダイバーシティ宣言を行うとともに、県内外への発信を続けるなど強いリーダーシップを発揮し推進すべきと考えますが、知事の御見解をお伺いします。

次に、ジェンダー平等について、はじめに、女性活躍社会についてお伺いします。

本年六月に公表された令和三年度男女共同参画白書では、「世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数における我が国の総合順位は百五十六か国中百二十位であり、国際社会では当然の規範であるジェンダー平等の理念が必ずしも共有されていない」と指摘します。

秋田県で男女共同参画事業を展開しているNPO法人は、「男女共同参画社会は、多様性を認め、男は仕事、女は家事育児・介護の固定的な役割分担の解消を目指すものであります。現代は、労働力不足の視点からも、女性活躍推進が求められています。しかし、従来の性別役割のままで、女性に家庭も仕事もという両方の負担がのしかかり、結婚をちゅうちよされる女性が増加しています。その上、今は、女性もキャリアを重ねて仕事をしていくことが当たり前の社会になっています。結婚することがキャリアの中断になってしまうことも女性が結婚に踏み切れない理由の一つです。また、結婚して子供が生まれたとしても、妻一人だけで子育てをするのは大変です。夫の家事育児の協力のない妻は、子供は一人が良いと思う傾向にあります。夫の家事育児の協力の多い夫婦は二人目、三人目の出産につながり、少子化に歯止めがかかることが実証されています」と強調します。

あきた経済十月号に、「女性活躍の扉を開く」と題して陶山理事が寄稿されておられます。その中で、前職での経験を通され、「それまでは、

『違うということ』イコール『引け目』と感じていた。期待されていることは、男性と遜色ない働きをすることだと誤認していたのである。ダイバーシティとは『違い』を生かすことであり、イノベーションとは常識と非常識が出会ったところにある、ということが理解できた」と述べられています。

そこで、違いを生かすダイバーシティをどのように実現し、普及・浸透させていくのか、陶山理事の御所見をお伺いします。

本県では、令和三年度から五か年計画で、「一人一人が個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現」を基本目標に、第五次秋田県男女共同参画推進計画を策定・推進しています。地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、四月一日現在、百九名の男女共同参画「あきたF・F推進員」が研修を経て認定・登録されています。

そこで、男女共同参画推進を強力に進める上で「あきたF・F推進員」の更なる活躍が重要になると考えますが、陶山理事の御所見をお伺いします。

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、団体の交流やその他の活動を支援するため、男女共同参画センターが県北・中央・県南の三か所に設置されています。第五次推進計画には、センターにおける取組の連携強化が掲げられています。

コロナ禍で極めて深刻化しているジェンダー格差問題の早期解決も含め、男女共同参画センターをジェンダー平等の拠点として、機能の拡充と事業の更なる強化を図りながら男女共同参画を推進すべきと考えますが、陶山理事の御見解をお伺いします。

次に、LGBTQについてお伺いします。

「ジェンダー平等」とは、社会的・文化的に作られた性別であるジェンダーを問い直し、一人一人の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、

性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくるための取組であり、それはLGBTQの性的少数者においても同様です。

戸籍上は同性であるカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認する制度は、法的な拘束力はないものの、パートナーとして公営住宅への入居が認められたり、病院で家族として扱ってもらえたりと、一定の効力が期待できるものであり、先日の鈴木健太議員の一般質問への答弁で、知事は、パートナーシップ制度の導入に向けて検討するつもりです。知事の理解と前向きな姿勢を高く評価したいと思います。

しかしながら、性に関する常識・道徳は、生活の中に組み込まれ、幼い頃からすり込まれており、無意識のうちに差別的な視線・扱いをしてしまうものであるため、LGBTQに対する課題解決にはパートナーシップ制度も含め、様々な場面からの働きかけが必要となります。

そこで、LGBTQに対する課題解決に向け、県民、自治会、事業者等への啓発活動を積極的に推進すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

更に、性の多様性を尊重する教育を学校現場で推進することが、「ジェンダー平等」社会をつくる上で極めて重要と考えますが、教育長に御所見をお伺いします。

次に、障害のある人もない人も共に形成する社会の実現について、はじめに、障害者雇用促進についてお伺いします。

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念が障害者雇用の根底にはあります。

厚生労働省の二〇二〇年六月の集計では、民間企業の障害者法定雇用率二・二%を上回ったのは二十九道府県で、トップは二年連続で奈良県の二・八三%、本県は二・二五%の二十五位であります。

本県では、事業者も含め研修会などを行い、障害者雇用の促進に向けた取組を進めておりますが、法定雇用率が本年三月から〇・一%引き上がったこともあり、民間と関係機関が積極的に連携を深め、働き方等職場環境や作業環境の整備を進めるなど、障害者雇用の更なる向上に向けた取組が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

行政における障害者の雇用状況は、本県知事部局、警察本部、公営企業、県教育委員会が法定雇用率を超えて雇用が進んでいますが、精神の障害をお持ちの方の雇用は始まったばかりの状況です。また、二十五市町村においては、法定雇用率を満たしているのが二十一市町村であり、四市町村は満たしていない状態にあります。

そこで、行政が率先して更なる障害者の雇用を促進するべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、手話通訳活用の拡充について健康福祉部長にお伺いします。手話や点字等への理解を県全体で深め、誰もが不自由なくコミュニケーションを交わせる社会を目指し、「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」が平成二十九年四月に施行されて四年半が経過しました。その間、県内の小学生や県民・企業向けの手話教室の開催、手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳奉仕員などの養成を行っております。

新型コロナウイルス感染症が拡大して以来、知事の記者会見では手話通訳者をつけ、より多くの県民へメッセージを発信しております。

しかし、行政主催のイベントなどや県内市町村での手話通訳の活用は十分と言えない状況であり、県民の誰もが必要ときに必要な情報を得られるまでには至っておりません。

そこで、公共の場における手話通訳者の活用拡大による意思伝達のための拡充が必要であると考えますが、御所見をお伺いします。

また、手話通訳士と手話通訳者の人数も充足されていない現状が課題であります。どのように手話通訳士や手話通訳者を養成し拡大される

のかお伺いします。

次に、地域における障害者支援機能の拡充・強化について健康福祉部長にお伺いします。

障害者自らが選んだ住まいで安心して自分らしく暮らしを実現するために、地域移行支援・地域定着支援への取組が進められております。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための相談、緊急時の受入れ・対応など、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の構築を目指す地域生活支援拠点、令和三年四月現在で県内の十一市町のみ設置しており、また、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を各施設と連携を取りながら、その地域に住む障害者の方々のサポートを行っている基幹相談支援センターも、令和三年四月現在で十市町のみ設置となっております。

そこで、地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの設置拡充など地域支援体制を早急に整備する必要があると考えますが、御見解をお伺いします。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成二十九年六月に公布され、地域共生社会の実現に向けた取組の推進が示されました。

本県では、精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、障害・福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族の相談等の支援施策として地域包括ケアシステムによる障害者支援を進めております。

今後、障害者の高齢化が進展する中において、高齢者だけを対象としたものではなく、障害のある人や子供なども含め、中学校の学区を「日常生活圏域」として位置づけている地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの拡充が必要と考えますが、御所見をお伺いします。

次に、防災・減災について、はじめに、冬期間の安全・安心に向けた

対策についてお伺いします。

自然災害の脅威は、温暖化の影響で以前にも増して風水害が深刻化し、コロナ禍との複合災害への対応など新たな課題も生じています。本県では、夏季期間の豪雨被害とともに、冬期間の大雪被害への対応も喫緊の重要課題であります。

本県の昨冬の記録的大雪による被害の最終的なまとめが、十一月十七日に公表されました。雪の事故で十八人が亡くなり、統計開始以来最も多い二百四十五人が負傷しました。建物の被害は二千棟近くに上り、過去最多となっております。

本年九月に改定された「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」では、起きてはならない最悪の事態に、暴風雪及び豪雪による死傷者の発生を設定し、道路が雪で交通不能になることを回避するための推進方針として、道路除雪等による冬期の交通確保と交通信号機の視認性の確保を掲げています。

気象庁異常気象情報センターは、十一月十日、ペルー沖で海面水温が低い状態が続くラニーニャ現象が発生しているとみられ、「西日本を中心に大雪になる可能性もある」ということが予想されており、また、日本海側でも雪が多くなる可能性がある」と発表しております。

そこで、大雪時の除排雪について、関係機関と連携して大雪時の除雪優先道の選定を行うとともに、各機関の行動を時系列でまとめたタイムラインを作成し、道路の迅速な除排雪を実施すべきと考えますが、建設部長の御見解をお伺いします。

次に、大雪時の雪下ろし対策についてお伺いします。

記録的大雪となった昨冬、県内では屋根の雪下ろし中の転落や落雪、除排雪中の事故、それに雪崩による事故を合わせて十八人が亡くなられた。このうち十六人が高齢者であり、雪が関係する事故だけがをした人の半数近くが屋根やはしごからの転落事故によるものです。

「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」では、雪下ろしによる死傷者

が多数発生することを回避するため、雪下ろし事故防止対策と克雪化住宅の普及啓発を推進方針としています。

そこで、雪下ろしによる事故防止に向け、高齢者の雪下ろし作業を軽減するために、どのような対策を進めていくのか、生活環境部長にお伺いします。

昨冬、県南地域で地元の雪下ろし業者が対応しきれなかったことから、業界団体の協力を得て、他地域から業者を派遣しての雪下ろし作業を実施しました。県は、持続可能な仕組みとするためには、協力業者の確保や依頼者と協力業者をつなぐ仲介役の設置などの課題解決が必要であるとしています。

そこで、雪下ろし業者の他地域への派遣を大雪時速やかに実施できるように、早急に仕組みを構築すべきと考えますが、生活環境部長の御見解をお伺いします。

次に、農業被害の回避対応についてお伺いします。

昨冬の農林水産関係の被害額は過去二番目に多い八十三億円で、五十年近く前の「四八豪雪」に次ぐ多さです。上小阿仁村を除く全ての市町村で被害が確認され、横手市をはじめとした県の南部が中心に被害が拡大しました。農業用ハウスへの被害が最も多く七千二百一棟、四十一億四千七百万円、次いで果樹への被害が八百六十八ヘクタール、三十四億三千六百万円となっております。

そこで、大雪時のハウス被害や果樹被害拡大の回避に向け、どのように取り組むのか、農林水産部長の御所見をお伺いします。

農業経営を行っていく上で避けることのできない自然災害をはじめ、作物の価格の低下など様々な要因で収入が減少した部分を補償してくれる収入保険は、過去五年間の平均収入の九割を下回った場合に補償される仕組みであります。本年九月末時点での本県の収入保険加入率は、青色申告を行っている六千九百九十四農業経営体に対し、全国平均より約一〇％上回って加入されているものの、二六・五％にとどまっている状

況です。

そこで、大雪も含め災害時の被害対応として収入保険が有益であることから、更なる加入促進の取組について、農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、災害時不明者の氏名公表についてお伺いします。

本年七月三日に静岡県熱海市で起きた土石流災害で、発生から約五十八時間後の五日夜に静岡県が不明者六十四人の氏名を公表しました。翌日六日夜までに多くの情報が寄せられ、不明者が四十人以上減少したことを踏まえ、静岡県は、早期の公表で迅速・円滑な救助活動につなげるために、九月二十一日付で静岡県内の全市町に通知しました。

九月十六日に内閣府が都道府県に文書で災害時不明者の氏名公表を促していたこともあり、十月には二十道県が氏名公表の基準を策定し、一府県で検討を進めている状況です。

そこで、災害時迅速で円滑な救助活動につなげるため、本県において行方不明者の氏名などの公表に向け検討すべきと考えますが、知事の御見解をお伺いします。

次に、個別避難計画についてお伺いします。

災害時、自力での避難が難しい高齢者や障害者などの避難対策や被災者支援は重要な課題であります。本年改正された災害対策基本法では、要支援者の避難先や経路などを事前に定める個別避難計画が市町村の努力義務として規定されました。

例えば、障害福祉サービス事業所等の基準を定める九つの条例全ての改正において、「非常災害対策」の条文に、避難訓練等の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に務めなければならない、と追加されております。そのためにも、地域と一体となった災害時及び平時における地域福祉の強化や孤立を防ぐために、個別避難計画の作成を早急に推進すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、地方創生についてお伺いします。

国は六月、「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇二二」を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症を契機とした国民の意識・行動の変化を踏まえ、ヒューマン、デジタル、グリーンの新たな三つの視点を重点に据え、ひと・しごとの流れの創出と各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組を促進するとしております。

本県では、第二期あきた未来総合戦略として、秋田県の未来への投資、未来への足がかりとなる取組を粘り強く進め、「将来に夢を持てる秋田の創生」の実現を目指し、昨年度から施策を実施しているところであり

ます。そこで、国が示すヒューマン視点からの少子化対策についてお伺いします。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、十八歳から三十四歳の未婚の男女のうち、「いずれは結婚しよう」と考える人は九割弱で推移する一方、「結婚できない理由」としては、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多く、次いで「結婚資金が足りない」が挙げられています。

国は、二〇一六年度から結婚に伴う住居取得費用や引っ越し費用などを補助する市町村に対して経費の二分の一を補助する結婚新生活支援事業を実施しており、本県では十六市町村が実施しております。今年度から新たに都道府県主導型市町村連携コースが設けられ、この事業を県が主導して実施市町村を拡大していく場合には、市町村への国庫補助率を二分の一から三分の二に引き上げ、そして利用世帯への給付額も最大三十万円から最大六十万円に倍増されることになりました。

そこで、地方創生の観点から少子化対策である結婚促進施策として、結婚新生活支援事業を都道府県主導型市町村連携コースとして推進すべきと考えますが、知事の御見解をお伺いします。

次に、デジタル視点からの取組についてお伺いします。国は、デジタル技術を活用した新たな価値創造の仕組みを構築するこ

とで、地域の課題解決や魅力向上につなげるとしています。本県では、過疎地域における医師不足が課題の一つであり、課題解決に向けては、オンライン診療の取組が重要となります。秋田県医師会は十月二十七日、県の補助事業として取り組んでいるオンライン診療の実証事業を年内にも開始すると発表しました。

そこで、オンライン診療の実証に向けた取組の現状と課題について、また今後どのように推進していくのか、健康福祉部長の御所見をお伺いします。

次に、グリーン視点からの取組についてお伺いします。

グリーン視点では地域社会・経済を支える分野での脱炭素社会の取組等が示され、その一つが「みどりの食料システム戦略」であります。

「みどりの食料システム戦略」は、食料の生産から流通、加工、消費、廃棄に至るまでの一連の流れを包括的に捉える「食料システム」の各段階で地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を抑制することや、化学農薬の使用を減らし、有機農業を拡大することなど、環境負荷の少ない持続可能な食料システムの構築を目指すものであります。

そこで、本県の農林水産業において、「みどりの食料システム戦略」の目指す姿にどのように取り組み推進していくのか、農林水産部長の御所見をお伺いします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 松田議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、共生社会の実現について、多様性に満ちた社会づくりでございます。

有識者会議等において、今般のコロナ禍における感染者、医療従事者等に対する誹謗中傷や、性別、性的指向、障害など、様々な理由に基づく差別の存在が指摘されており、県民が安心して暮らすことができる社

会を実現するためには、こうした差別を解消し、個人が尊重されることや良好かつ平穏な生活が確保されることが重要であると認識しております。

差別の主な原因は、個人の無意識の思い込みや理解不足が挙げられることから、制定に向け作業を進めている条例に、差別やハラスメントを行ってはならない旨を規定することに加え、条例に基づき策定予定の指針において、該当する行為の具体的な事例や配慮すべき点等を示し、県民の理解促進を図ることにしております。

また、本年七月に策定した「秋田県SDGs推進方針」においても、重点的取組事項の一つとして「あらゆる差別のない多様性に満ちた社会づくりの推進」を掲げており、SDGsの基本理念の一つである「誰一人取り残さない」包摂的な社会の形成に寄与するよう進めてまいります。多様性に満ちた社会の実現に向けては、県、県民、事業者のそれぞれが、同じ基本理念のもとで行動することが肝要であり、まさにこの条例を旗印にして、条例に掲げる取組を一体となって行うとともに、私自身が様々な機会を捉えて情報発信に努めながら、恒久的な施策として推進してまいります。

次に、ジェンダー平等について、LGBTQでございます。

この言葉自体は、少しずつ認知されてきている一方で、性的少数者への理解は十分には進んでいないことから、こうした方々が良好で平穏な生活を送れる環境をつくるためには、当事者の方々の生きづらさの解消と県民の理解が重要であると考えております。

このため、パートナーシップ宣誓の証明制度の導入について検討するほか、基本的な知識等について、多様な媒体を活用し、学校や地域、職場を通じて啓発するとともに、行政や相談機関の職員等を対象に研修を行うなど、理解促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、障害のある人もない人も共に形成する社会の実現でございます。まず、障害者雇用促進でございますが、県内企業における障害者の雇

用者数は十年連続で増加しており、令和二年度には法定雇用率を達成するなど、障害者雇用は着実に進展しております。

県では、経済団体に対し、障害者の雇用拡大に向けた要請を行うとともに、パソコン操作や清掃・農作業など、障害者一人一人の適性と能力に応じた職業訓練のほか、職場実習による就業先とのマッチング支援を行い、就労機会の拡大を図っております。

法定雇用率の引上げも踏まえ、引き続き、障害者ニーズに対応した職業訓練など、きめ細かな支援を行うほか、今後、関係機関と連携しながら、県内企業におけるリモート就業の導入など、障害者が多様な働き方を選択できる職場づくりを支援してまいります。

また、県では、障害者が働きやすい社会の実現を目指し、率先して障害者の正職員、会計年度任用職員への採用を図っているところであり、市町村や公的機関も含め、今後も、県内事業所にこうした取組が広がるよう、障害者の採用に積極的に取り組んでまいります。

次に、防災・減災について、災害時の不明者の氏名公表でございます。大規模災害により、多くの行方不明者が発生するなどの緊急時において、被災者のプライバシー保護の検討を十分に行った上で、円滑な救助・救急活動が効率的に行えると判断される場合は、氏名を公表すべきものと考えております。

近年、災害が大規模化・広域化する中、氏名公表に当たっては、全国一律の基準が必要であることから、全国知事会では「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」を策定したところであります。

県としましては、このガイドラインや、来年度に内閣府で策定することとしている災害時の個人情報取扱いに関する指針を踏まえ、市町村と調整を図りながら、災害時の氏名公表指針の早期策定に向け取り組んでまいります。

次に、個別避難計画でございます。

近年、全国的に頻発する大規模災害により、自力での避難が困難な高齢者等が被害に遭う事例が発生しており、迅速な避難支援を行う個別避難計画の重要性は更に高まっていると認識しております。

こうしたことから、県では、市町村に対し、地域福祉計画の策定や改定を呼びかける際など、機会を捉えて個別計画の策定を働きかけておりますが、避難支援に携わる人材の確保が困難になっていることなどから、現在、計画策定済みは四市町、策定中が十一市町村にとどまっております。

県としましては、「防災・減災・国土強靱化計画」に数値目標を掲げるとともに、ケアマネジャー等と自主防災組織等が連携して計画を策定する取組など、他県の先進事例の提供等を通じ、市町村の計画策定の加速を図り、災害時における要支援者の避難対策に万全を期してまいります。

次に、地方創生について、ヒューマン視点からの取組でございます。少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む若者の希望がかなうような環境の整備が重要であり、その一つである結婚新生活支援事業については、これまで十六の市町村で実施され、百二十九世帯への支給実績があります。

本事業の拡大を図るため、今年度新設された「都道府県主導型市町村連携コース」については、新婚の利用世帯に対して、家事育児への参画を促す講座の参加等を義務づける厳しい要件があることから、その活用を希望する市町村はなかったところであります。

こうしたことから、国に対し、見直しを働きかけたところ、今後、要件が緩和される見込みになったため、改めて市町村に対して本コースの活用を促すとともに、本事業の面的な拡大を図りながら、市町村と一層連携し、結婚支援策を推進してまいります。

私からは以上でございます。

【理事（陶山さなえ君）登壇】

●理事（陶山さなえ君） 私からは、女性活躍社会についてお答え申し上げます。

女性活躍は、労働力の確保の面でも一つの成果であると思いますが、それ以外にも、女性の視点を生かし、生産工程や新商品開発など企業活動の様々な点でのイノベーションを得られることが実証されています。

現在、この秋田でも、女性が一層活躍できる場を提供するため、今まではひと味違う取組を始めています。具体的には、女性の意識改革については、活躍している女性や挑戦したいと考えている女性のネットワークを官民一体で構築し、オール秋田で相互研さんの場を構築するとともに、企業経営者の理解促進については、県内企業の好事例の見える化を行い、積極的に発信していきます。

また、県民のジェンダー意識を変えていくことも重要であり、こうした意識の啓発には、秋田県ならではの取組として全国に誇れる、地域で活動する秋田F・F推進員や、県内三か所にある男女共同参画センターが果たす役割はとても大きいと考えております。

このため、関係者との対話を通じて、こうしたリソースを有効に活用するための方策を検討し、時代の変化に対応しながら、県民の皆様をはじめ企業や地域におけるニーズに適した啓発や支援を行うなど、男女共同参画と女性活躍の推進に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、三点についてお答えいたします。

はじめに、手話通訳活用の拡充についてであります。

県では、これまでもテレビ広報番組に手話通訳を付けておりましたが、新型コロナウイルス感染症関連の記者会見から同時通訳を実施しております。また、市町村の要請に応じて手話通訳者の派遣調整を行っており、今後は、公共の場におけるイベント等についても、できる限り手話通訳

者が配置されるよう、市町村と共に努めてまいります。

手話通訳者の養成については、平成二十八年に聴覚障害者支援センターを開設し、研修を実施しているほか、今年度から手話通訳者試験の受験予定者に対し、実践経験の場を提供するとともに、市町村においても、初心者などを対象とした手話奉仕員養成講座を開催するなど、裾野の拡大に取り組んでおります。

今後も市町村と連携し、手話教室等を通じた普及啓発等により手話通訳の関心を高めるとともに、誰もが不自由なくコミュニケーションの交わせる社会の形成を推進してまいります。

次に、地域における障害者支援機能の拡充・強化についてであります。県では、今年三月に策定した「第六期秋田県障害福祉計画」において、地域生活支援拠点等及び基幹相談支援センターについて、令和五年度までに県内全市町村がその機能を確保することを目標にしております。

市町村においても「市町村障害福祉計画」で同様の目標を設定して取り組んでいるところであり、地域生活支援拠点等については、来年度までに十七市町村が整備する見込みになっております。

今後、これらの機能の未整備市町村に対しては、近隣市町村と連携した広域的な整備を助言するなど計画の目標が達成されるよう、働きかけてまいります。

なお、関連する施設整備については、優先的な助成対象にするとともに、その財源確保についても引き続き国へ要望してまいります。

また、地域包括ケアシステムについては、当初、高齢者を対象にした取組でありましたが、必要な支援を包括的に確保するという基本的な理念においては、障害者や子供等においても共通するものであり、全ての人が世代や背景を問わず、安心して暮らすことができる地域づくりのためのシステム構築が求められております。

県では、実施主体である市町村に対し、地域振興局を中心に、各地域の実情に即した地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種連携に関す

る仕組みづくりを支援しており、地域共生社会の実現という視点も踏まえた上で、引き続き、市町村と連携して取組を進めてまいります。

次に、地方創生のデジタル視点からの取組についてであります。

県内で「オンライン診療料」の施設基準の届出をしている医療機関は、令和元年度末の七施設から、今年十月で三十六施設にまで増加しているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い限定的に特例措置として認められた、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に対応可能な医療機関は、百五十一施設になっております。

オンライン診療の活用については、国において、特例措置の恒久化の検討が進められておりますが、その普及には、対面診療との役割分担の整理や、誰もが利用しやすい仕組みづくり、適切な診療報酬体系など、様々な課題があるものと認識しております。

県医師会では、地域包括ケアシステムの推進や医師・診療科の偏在など、本県の実情を踏まえつつ、患者と医療関係者双方がメリットを実感できるオンライン診療の活用モデルの構築を目指しており、様々なオンライン診療の活用場面を想定し、その有効性や課題の検証に取り組むこととしております。

県としましては、実証で明らかになった課題について、必要に応じて国に制度改正等を要望するなど、本県にふさわしいオンライン診療の普及を促進してまいります。

私からは以上であります。

【生活環境部長（柳田高人君）登壇】

●生活環境部長（柳田高人君） 私からは、大雪時の雪下ろし対策についてお答えいたします。

高齢者の雪下ろし作業の軽減には、高齢者に代わって作業を行う担手の確保が重要であると考えております。

そのため、県北・県央・県南の各地区に支援員を配置し、除排雪団体の立ち上げ支援を行うとともに、設立された団体が安定的に活動を持続

できるよう、きめ細かなサポートを継続してまいります。

雪下ろし業者の他地域への派遣については、豪雪のため地元業者だけでは対応できない場合に、高齢者や障害者等の要支援者を対象として、市町村が仲介役になり、県が取りまとめた協力業者名簿を活用していただく仕組みにしております。

協力業者については、業界団体の協力を得て、先月末現在二十八者を確保しており、今後も掘り起こしに努めるとともに、仲介役となる市町村に対しては、先月の「秋田県・市町村協働政策会議」において概要を説明したところであり、市町村と随時協議を行い、制度の周知を図ってまいります。

私からは以上であります。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、三点お答えいたします。

まず、農業被害の回避対応についてであります。

昨年度の雪害は、短期間での降雪により、樹園地の除雪が間に合わなかったことや、気温の低い日が続き、パイプハウスの着雪が溶けずに増加していったことが、被害を大きくした要因と考えております。

このため、県では、除雪による園地等への進入路の確保や、支柱による樹体やパイプハウスの補強、消雪剤の散布など、具体的な被害の回避策をまとめた「雪害対策マニュアル」を作成したところであり、先般、異常気象対策指導班会議を開催し、市町村やJA等と連携して農家への周知を図っているところであります。

とりわけ果樹については、耐雪型樹形の普及や、着脱が容易な新たな支柱の開発など、長期的な対策にも取り組み、雪に強い産地づくりを推進してまいります。

次に、収入保険の加入促進であります。

収入保険は、災害による減収や価格の下落など、様々なリスクに対応できることから、農業共済組合等と連携し、共済制度でカバーされない

野菜農家や、青色申告の取組が多い地域の農家をリストアップし、保険料の試算例を示しながら、戸別訪問による加入推進に取り組んでいるところであります。

また、新聞や広報誌への掲載をはじめ、各種研修会や座談会など様々な機会を捉えて制度の周知に努めているところであり、生産現場には、一定程度浸透してきているものと考えております。

今後は、県単独事業の採択に当たり、制度加入の有無を考慮するほか、加入条件となっている青色申告の取組拡大に向け、JAや市町村と連携して簿記研修を実施するなど、更なる加入促進に努めてまいります。

最後に、地方創生のうち、グリーン視点からの取組についてであります。

SDGsが広く世界に浸透し、地球環境に対する関心が高まっている中、農業県としては、時代の潮流に対応し、有機農業など、環境負荷を軽減する取組を推進していくことが重要と考えております。

このため、県では、今年三月に策定した「有機農業推進計画」に基づき、取組農家の育成等を行っているほか、国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、温室効果ガスの削減効果が高い堆肥や緑肥の施用などに対し支援しており、取組面積は全国上位になっております。

今後は、国の「みどりの食料システム戦略」に基づく新たな交付金を活用し、有機農業の技術実証や普及に、地域ぐるみで取り組むモデル地区を育成するなど、持続可能で環境に優しい農業を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

【建設部長（佐藤秀治君）登壇】

●建設部長（佐藤秀治君） 私からは、大雪時の除排雪についてお答えいたします。

県では、大雪時に優先して道路交通を確保すべき路線を、あらかじめ国と協議の上定めており、大雪に伴う緊急体制時には、その計画に基づ

き除雪作業を行うこととしております。

また、これまでも、大雪が予想される際には、管理体制を強化し、気象情報の収集や管理道路の状況把握等を行ってきたところです。

さらに、現在、関係機関が連携し、大雪時に対応した具体的な行動について、タイムラインとして取りまとめているところであり、引き続き、適切な除排雪作業等により、冬期における道路交通の確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 松田議員から御質問のありました、LGBTQについてお答えいたします。

性の多様性については、社会の認識も広がっていることから、学校における理解と対応の重要性が高まっていると捉えております。

県教育委員会では、性に関する指導者研修会に、臨床心理士による性的マイノリティーへの配慮についての講義を取り入れるなど、LGBTQに関する教職員の理解を進めております。

今後も、性の多様性を尊重する教育を推進できるよう、児童・生徒に寄り添った、きめ細かな対応に努めてまいります。

私からは以上であります。

●議長（柴田正敏議員） 二番松田議員の質問は終わりました。

次に、日程第二、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 追加提案いたしました補正予算案について説明申し上げます。

このたびの補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、燃料価格の高騰に対応する事業について計上しております。

新型コロナウイルス感染症への対応については、感染拡大を防止しながら日常生活や経済社会活動を回復していくためのワクチン・検査パッ

ケージ制度の定着に向け、無料でPCR等検査を受けられる環境を整備するとともに、パッケージの活用を前提に、宿泊助成の対象を隣接県にまで拡大することにより、冬季における誘客の更なる促進を図ってまいります。

また、燃料価格の高騰に伴う経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯に対し灯油購入費助成を行う市町村に対する支援を行ってまいります。一般会計補正額は、十七億五千四百十六万円であり、補正後の総額は、六千九百九十一億六千四百六十八万円となります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 次に、日程第三、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第二百二十二号は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第二百二十二号は、予算特別委員会に付託されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時三分散会